



平成 30 年 12 月 7 日

各 位

会 社 名 株式会社アイビー化粧品  
代 表 者 名 代表取締役社長 白銀 浩二  
(JASDAQ・コード 4918)  
問 合 せ 先 取締役 経理部 部長  
兼 経営管理部 部長  
役 職 ・ 氏 名 中山 聖仁  
電 話 03-6880-1201

## 第三者割当による社債型優先株式の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の臨時株主総会において、A種優先株式の発行を可能とするための「定款一部変更の件」が承認されました。それを受け、本日開催の取締役会において、第三者割当の方法により、株式会社白銀社（以下「割当予定先」といいます。）に対して、総額10億円のA種優先株式を発行することを決議致しましたので、下記のとおりお知らせ致します。

### 記

#### I. 第三者割当によるA種優先株式の発行に関する事項

##### 1. 第一回A種優先株式発行の概況

(1) 発行期日	平成 30 年 12 月 25 日 (火)
(2) 発行株式の種類及び数	株式会社アイビー化粧品 A種優先株式(以下「A種優先株式」といいます。) 500,000株
(3) 発行価額	1株につき金2,000円
(4) 発行価額の総額	金1,000,000,000円
(5) 資本組入額	1株につき金1,000円
(6) 資本組入額の総額	金500,000,000円
(7) 割当方法	第三者割当

(注) この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第一回A種優先株式発行に関して一般に公表されることのみを目的とする開示文章であり、投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文章に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な要因又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

(8) 第三者割当による割当先	株式会社白銀社
(9) その他	<p>A種優先株式の発行要項は別紙1「A種優先株式発行要項」のとおりですが、その概要は以下のとおりです。</p> <p>① A種優先株式の優先配当金は、1株当たり60円（発行価額の3%）としており、A種優先株式の株主は普通株主に優先して配当を受け取ることができます。</p> <p>② A種優先株式の配当につき、累積・非参加条項を定めております。</p> <p>③ A種優先株式の残余財産の分配については、普通株式と同順位と定めており、発行価額を上限としております。</p> <p>④ A種優先株式には、議決権がありません。</p> <p>⑤ A種優先株式には、普通株式への転換権がありません。</p> <p>⑥ A種優先株式には、A種優先株主意思に関わらず、当社の取締役会が別に定める日において、法令上可能な範囲で、取得価額の金銭の交付と引換えにA種優先株式の全部又は一部を取得することができます。</p>

## 2. 社債型優先株式発行の目的および理由

### (1) 資金調達目的

平成31年3月期第2四半期累計期間においては、発売三年目となる「レッドパワー セラム」の販売会社における流通在庫水準が高かったことから、当第2四半期累計期間においては前年同期四半期比で減収(期初予想2,900百万円、前年同四半期累計期間売上高3,410百万円)となることを想定し、経費節減努力を行ってまいりました。当第2四半期累計期間においては、販売組織づくりの推進、顧客稼働率向上、及び教育機会の拡大、特に販売教育の再徹底を推進してまいりました。販売組織の活動指標である研修動員数は前年の水準を維持しており、レギュラー製品につきましては前年同四半期比で売上高が14%増となりました。しかしながら、発売3期目となる「レッドパワー セラム」は、当社の想定以上に販売会社の在庫調整の影響を大きく受けたことにより、当初想定していた数量と大きく乖離した受注となりました。同製品の売上予算に占める比率は75%と高か

(注) この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第一回A種優先株式発行に関して一般に公表されることのみを目的とする開示文章であり、投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文章に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な要因又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

ったため、売上高は大幅減収となり、平成31年3月期第2四半期累計期間の売上高は1,739百万円と前年同四半期比49.0%という結果になりました。

利益面においては、経費使用方針に基づく予実差異管理を徹底して継続しておりますが、売上高の大幅減収に伴い、482百万円の営業損失、502百万円の経常損失を計上しました。また、上記に加え、将来課税所得見通しを保守的に見積り、繰延税金資産を取り崩した（平成31年3月期第2四半期末において、評価性引当金431百万円、繰延税金資産216百万円と算出致しました）こともあり、558百万円の四半期純損失を計上致しました。そのため、平成31年3月期第2四半期末の純資産は873百万円となり、自己資本比率15.6%と過少な状況となりました。

当社は、販売会社に出荷した時点で売上を計上致します。従前より売上高については、季節変動性が高く、新製品・強化製品の販売促進時期である9月と3月に集中する傾向にあります。売上高の季節変動性が非常に大きい一方、販売費及び一般管理費の季節変動の度合はそこまで大きくないため、第3四半期会計期間は例年赤字であることが多く、平成31年3月期第3四半期会計期間も営業赤字を予想しております。そのため、資本金のある資金調達を行わなければ、平成31年3月期第3四半期末には一時的に株主資本が枯渇し、債務超過寸前に陥る可能性があります。例年第4四半期会計期間は売上が多く、当第4四半期会計期間は営業黒字を計上する見込みのため、通期では純資産は回復すると予想しておりますが、取引先との健全な取引を維持するためにも、当第3四半期会計期間中に資本の調達を行い、「健全な財務基盤の維持」を行う必要があると判断致しました。

また、取引銀行である横浜銀行と契約している長期借入契約において、財務制限条項（第1項 貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または2018年3月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。）が付されております。

#### （ご参考）コベナンツ等の状況

平成30年8月締結の横浜銀行との長期借入金契約において、財務制限条項が付されております。この契約に基づく当第2四半期会計期間末の借入金残高は、次のとおりです。

契約金額	600百万円
当該長期借入金の借入残高 (平成30年12月7日現在)	573百万円
期間	7年

なお、下記①または②の財務制限条項に抵触した場合には、期限の利益を喪失します。

①貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または2018年3月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

(注) この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第一回A種優先株式発行に関して一般に公表されることのみを目的とする開示文章であり、投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文章に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な要因又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

②損益計算上の経常損益につき2期（通期）連続して損失を計上しないこと。

当社の平成30年3月期の純資産は1,783百万円でしたので、当社は最低でも1,338百万円の純資産を平成31年3月期末において維持する必要があります。一方、平成31年3月期第2四半期末の純資産は873百万円となっております。当社の予想している通期見通しが達成できれば、財務制限条項には抵触しませんが、レギュラー製品の売上高は安定しているものの、強化製品である「ホワイトパワーセラム」は好不調の波が大きいことから、今後の不確実性を考慮し、資本金のある資金調達が必要と判断しております。

次に、当社は平成30年11月末において、3,647百万円の有利子負債がございます。うち平成31年3月末までに653百万円の社債償還及び長短期借入金の返済をしなければなりません。加えて、月次の仕入支払・経費支払等が月平均およそ400百万円程度必要であります。平成31年3月期第2四半期累計期間の売上高が前年同四半期比49.0%減という結果であったため、平成31年3月末までの資金繰りが難しく、売掛金の回収額だけでは、有利子負債の返済及び運転資金の確保は不可能な状況となっております。当社は、上記の社債償還及び長短期借入金の返済分である653百万円、及び、運転資金不足分への充当額として333百万円を調達するため、保有資産の売却を行ったほか、金融機関との間で新規借入の交渉も進めてまいりましたが、平成31年3月期第2四半期累計期間の業績が当初見込みより大幅な乖離を起こしたことから当社の与信ランクが下がっており、現時点での新規借入は難しく、金融機関からの借入以外の資金調達が行なえなければ、平成31年1月にも資金ショートを起こすことが予想されます。そのため、当社の今後の資金繰りを考慮すると、平成30年12月末までに資本金のある資金調達が10億円程度必要であると判断致しました。

## (2) 社債型優先株式発行の理由

当社は、資本金のある資金調達として、以下の手段を平成30年9月に検討致しましたが、優先株式以外の資金調達方法は、①希薄化を伴い、既存普通株主のデメリットが大きい。②審査に時間を要し、当社の望んでいる時期（平成30年12月）までの調達が難しい。③当社の直近の財務指標悪化により、リスクプレミアムが高く、条件が厳しい。等のいずれかの理由により、採用しづらいものでした。

### a. 普通株式

普通株式の第三者割当については、当社が保有している自己株式（平成30年10月19日現在 1,140,917株）の活用を検討致しましたが、①普通株式の希薄化を伴い、既存普通株主のデメリットが大きいこと、②株価が変動している時には発行しづらいこと。

(注) この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第一回A種優先株式発行に関して一般に公表されることのみを目的とする開示文章であり、投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文章に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な要因又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

#### b. MSワラント

MSワラントについては、①実際の資金調達額に不確実性があること。②普通株式の希薄化を伴い、既存普通株主のデメリットが大きいこと。③株式の需給関係が一時的に悪くなるため、株価が下落することによる既存普通株主のデメリットが大きいこと。④株価が変動している時には発行しづらいこと。⑤証券会社の引受審査に相当な時間を要すること。

#### c. 劣後ローン

劣後ローンについては、①あくまで負債であり、当社が必要としている資本ではないこと、②金利にリスクプレミアムがのるため、高金利の組成となり、業績圧迫要因となること。

一方、優先株式については、比較的自由な設計が可能なことから、以下の理由により、優先株式による発行が望ましいとの結論に至りました。

- ①普通株主へのデメリットを少なくする、普通株式の希薄化が生じない「社債型優先株式」とすることが出来ること。
- ②株主資本の充実が図れる一方、株主資本が充実した際には、当社の取締役会決議により、払込金額と同額の金銭による取得が可能であることにより、財務の柔軟性が図れること。
- ③優先株式への優先配当の利回りを、他社が発行している優先株式の一般的な利回りよりも低くすることにより、当社の普通株主が蒙る優先配当負担による不利益が少なく、財務健全化のメリットの方が大きいと判断できること。

新たな資金調達が出来なければ、当社の資金繰りが困難になること、また、平成31年3月期第2四半期末において資本が過小な状況(自己資本比率は15.6%)に陥っているため、金融機関からの融資条件が従前より厳しくなっており、資本性のある資金調達が喫緊の課題であると判断しました。また、予定している有利子負債の返済に対応し、今後の運転資金を確保するには、優先株式の発行が最善であると判断しました。さらに、普通株主の利益を損なわないようにするために、希薄化を伴う普通株式による資金調達は避けるべきと考え、優先株式の設計については、普通株式への転換権のない社債型優先株式の発行が望ましいと判断しました。

については、定款変更により優先株式の発行を可能とするため、平成30年9月27日開催の取締役会にて、臨時株主総会招集のための基準日を設定し、平成30年11月8日開催の取締役会にて、定款の一部変更及びその旨を平成30年12月7日開催の臨時株主総会に付議することを決議しました。

(注) この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第一回A種優先株式発行に関して一般に公表されることのみを目的とする開示文章であり、投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文章に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な要因又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

A種優先株式の発行は、当社の自己資本を増強することで財務体質の強化を図り、金融機関との安定した取引の継続を図るとともに、経営基盤を強固にすることを目的としております。これにより、より一層の企業価値の向上が図れると考えております。

臨時株主総会において、定款一部変更について承認されたことを受け、当社は、本日平成30年12月7日に取締役会で第1回A種優先株式の発行決議を行いました。なお、当社の代表取締役でもあり、株式会社白銀社の代表取締役でもある白銀浩二は資金調達の必要性については報告を受けているものの、A種優先株式発行の事前検討および本日の取締役会決議に加わっておりません。

### 3. A種優先株式の商品性について

1. 発行株式数	A種優先株式 500,000株
2. 発行価額	1株につき 2,000円
3. 発行価額の総額	金10億円
4. 優先配当金の額	A種優先株式1株につき60円
5. 累積条項	A種優先配当の全部または一部が行われなかったときは、翌期以降に累積する。
6. 取得請求権	なし
7. 取得条項	A種優先株主またはA種優先登録株式質権者の意志に関わらず、当社の取締役会が別に定める日において、法令上可能な範囲で、取得価額の金銭の交付と引換えにA種優先株式の全部又は一部を取得することができる
8. 参加条項	なし
9. 普通株式への転換権	なし
10. 議決権	なし
11. 譲渡制限	A種優先株式を譲渡により取得することについては、当会社の取締役会の承認を要する。
12. 割当先に対して負っている遵守事項	なし

(注) この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第1回A種優先株式発行に関して一般に公表されることのみを目的とする開示文章であり、投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文章に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な要因又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

#### 4. 調達する資金の額、資金使途および支出予定時期

##### (1) 調達する資金の額

①払込金額の総額	1,000,000,000円
②発行諸費用の概算額	14,000,000円
③差引手取概算額	986,000,000円

※発行諸費用の概算額は、登録免許税、A種優先株式の価値算定費用、弁護士費用等を見込んでおります。また、発行諸費用の概算額には消費税は含んでおりません。

##### (2) 調達する資金の具体的な使途および支出予定時期

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
有利子負債(社債償還、長短期の借入金)の返済	653	平成30年12月～ 平成31年3月
運転資金 (仕入手形決済、経費支払等)	333	平成30年12月～ 平成31年3月

調達した資金については、当座預金に入金し、日々残高管理を行います。

#### 5. 資金使途の合理性に関する考え方

A種優先株式の発行は、当社の自己資本を増強することで財務体質の強化を図り、同時に資金ショートを回避し、金融機関との安定した取引を継続することが可能となるように、経営基盤を強固にすることを目的としております。これにより、より一層の企業価値の向上が図れると考えており、A種優先株式の発行による資金使途は当社にとって合理性があるものと判断しております。

#### 6. 発行条件等の合理性

##### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、A種優先株式の払込金額の決定に際して、割当先が関連当事者であることも鑑み、公平性を期すため、A種優先株式の価値についての客観的かつ定量的な算定を得ることが必要であると判断し、当社から独立した第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティング(東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング30階、代表者 野口真人 氏)(以下「プルータス」といいます。)にA種優先株式の株式価値の算定を依頼し、プルータスよりA種優先株式の価値算定報告書(以下「本価値算定報告書」といいます。)を受領しております。本価値算定報告書において、プルータスは、有価証券の評価における一般的な算定方式であるDCF法を用い、A種優先株式の取得及び優先配当金を考慮し、A種優先株式の公正価値を算定しております。本価値算定報告書においては、A種優先株式は、1株当たり1,997円となっております。一方、割当先が関連当事者であること

(注) この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第一回A種優先株式発行に関して一般に公表されることのみを目的とする開示文章であり、投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文章に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な要因又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

を踏まえ、他社が発行している優先株式よりも利回りを低くすることを前提に、当社が妥当であると判断した配当利回りは3%水準でした。これに1株当たりのA種優先株式の配当金60円から計算し、A種優先株式の払込金額を1株当たり2,000円と算出致しました。これはプルータスが算出した1株当たりの公正価値とほぼ同額であることから、当社といたしましては有利発行に該当しないと判断しております。当該検討については、当社の代表取締役でもあり、株式会社白銀社の代表取締役でもある白銀浩二は加わっておりません。

なお、当社監査役3名全員からも同様に、プルータスによる本価値算定報告書を勘案し、A種優先株式の払込金額は本価値算定報告書に記載されたA種優先株式の公正価値とほぼ同じであるため、本件第三者割当は有利発行に該当しないこと、また「会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、(i) A種優先株式の発行においては、A種優先株式の発行実務及び価値評価に関する知識・経験が必要であると考えられ、プルータスがかかる専門知識・経験を有すると認められること(ii) プルータスと当社との間に資本関係はなく、また、同社は当社の会計監査を行っているものでもないので、当社との継続的な契約関係が存在せず、当社経営陣から一定程度独立していると認められること(iii) 当社取締役がそのようなプルータスに対して本A種優先株式の価値評価を依頼していること(iv) A種優先株式の発行条件は、普通株式への転換がなく、発行価額等いずれも相当であると認められることの各点を確認し、A種優先株式の発行条件が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められない」との適法性の見解の意見書が提出されております。

## (2) 発行数量および株式の希薄化の規模が合理的と判断した根拠

当社は、A種優先株式を500,000株発行することにより、総額1,000,000,000円を調達致しますが、前述の資金使途が合理性を有していることに照らしますと、A種優先株式の発行数量は合理的であると判断しております。

また、A種優先株式には議決権がなく、また普通株式への転換権もございません。従って、A種優先株式を発行した結果、既存普通株主の皆さまに対し希薄化の影響はございません。

## 7. 割当予定先の選定理由等

### (1) 割当予定先の概要

(1) 名称	株式会社白銀社
(2) 所在地	東京都港区赤坂六丁目13番6号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 白銀浩二
(4) 事業内容	有価証券の売買及び保有
(5) 資本金	100万円

(注) この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第一回A種優先株式発行に関して一般に公表されることのみを目的とする開示文章であり、投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文章に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な要因又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

(6) 設立年月日	平成 23 年 11 月 1 日		
(7) 発行済株式数	普通株式 20 株 (平成 30 年 9 月 30 日現在)		
(8) 決算期	3 月		
(9) 従業員数	1 名 (平成 30 年 9 月 30 日現在)		
(10) 主要取引先	S M B C 日興証券株式会社		
(11) 主要取引銀行	りそな銀行		
(12) 大株主及び持株比率	白銀浩二 100%		
(13) 当会社との関係			
①資本関係	割当予定先は、当社の普通株式 662,400 株 (議決権比率 16.71%) を保有する筆頭株主であります。(平成 30 年 12 月 7 日現在)		
②人的関係	当社の代表取締役は、割当予定先の代表取締役でもあります。		
③取引関係	当社と当該会社には記載すべき取引関係はありません。		
④関連当事者への該当状況	関連当事者に該当致します。		
(14) 株式会社白銀社の最近 3 年間の経営成績及び財務状況 (単位 ; 百万円)			
決算期	平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期	平成 30 年 3 月期
純資産	0	374	466
総資産	1,598	2,023	2,568
売上高	39	97	333
営業利益	▲12	57	105
経常利益	▲43	45	91
当期純利益	▲236	373	91

※割当予定先である株式会社白銀社は、当社の代表取締役の資産管理会社で、当社の代表取締役は、株式会社白銀社の代表取締役でもあります。当社は、割当予定先との間で、本日付で締結した買取契約において、割当先、当該割当先の役員又は主要株主は反社会勢力ではなく、かつ反社会勢力と何らかの関係もない旨の表明を受けております。当社は割当予定先が反社会勢力と一切の関係がないと判断し、これに係る確認書を平成 30 年 11 月 28 日に東京証券取引所に提出しております。

## (2) 割当予定先を選定した理由

当社は、平成 31 年 3 月期第 2 四半期の業績が急激に悪化したため、平成 30 年 9 月末現在の自己資本比率が 15.6%となりました。「健全な財務基盤の維持」のため、取引銀行、

(注) この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第一回 A 種優先株式発行に関して一般に公表されることのみを目的とする開示文章であり、投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文章に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な要因又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

取引先との良好な関係を保つためには資本性のある資金調達が必要であると考えました。

ただし、一般的にリスクマネーを供給する適格機関投資家が期待する期待収益率は高く、上記の優先株式の設計では、普通株式への転換権がなくリスクに応じた期待収益率を期待する適格機関投資家が興味を示すものではなく、引受先を探すのは困難と判断しました。

具体的には、上記「2. 社債型優先株式発行の目的および理由」に記載のとおり、平成30年9月に幾つかの資本調達手段を検討致しましたが、証券会社との協議においても難しいとの回答でした。仮に適格機関投資家による引受を期待する場合、配当利回りをより高くするといった条件を提示する必要があり、検討段階で断念致しました。

そこで、平成30年10月に当社が大株主でもある株式会社白銀社に協力を要請したところ、同社より希薄化が生じない方法である本件第三者割当による社債型優先株引受の提案を受けました。当社は、「健全な財務基盤の維持」が必須であるとの考えから、発行条件等について慎重に検討を重ねた結果、同社を割当予定先として、本件第三者割当を行うことと致しました。また、当社の財政状態及び割当先が関連当事者であることを踏まえ、条件面について慎重に検討した結果、残余財産優先分配権については普通株式と同順位にすることや、財務の柔軟性を当社が保持するために、A種優先株主の意思に関わらず、当社の取締役会が別に定める日において、法令上可能な範囲で、取得価額の金銭の交付と引換えにA種優先株式の全部又は一部を取得することができるようにしたほか、他社が発行している優先株の配当率よりも優先配当率を下げる内容と致しました。

割当先が関連当事者であるので、有利発行にならないように、株式会社白銀社にA種優先株式の条件を提案したところ、株式会社白銀社はこれを了承しました。

### (3) 割当予定先の保有方針

当社は、割当予定先から、原則としてA種優先株式を中長期的に、当社の財務基盤が強固になるまで保有する方針である旨の説明を受けております。なお、A種優先株式には譲渡制限条項があり、譲渡する場合には、当社の取締役会の承認を要します。また、割当予定先には、金銭での買取請求権がありません。

### (4) 割当予定先の払込みに要する資産の存在について確認した内容

割当予定先からは、資産を売却したこと、また代表取締役の白銀浩二からも資金を借入したことにより、払込期日までに払込みに要する資金の準備が完了できた旨の報告を受けて、平成30年12月6日現在で、その口座残高が割当金額以上であることを確認しております。

(注) この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第一回A種優先株式発行に関して一般に公表されることのみを目的とする開示文章であり、投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文章に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な要因又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

## 8. 募集後の大株主及び持株比率

### (1) 普通株式

募集前（平成 30 年 10 月 19 日現在）			募集後
株式会社白銀社	6,624 百株	16.71%	同左
株式会社ブリーズ	5,200 百株	13.12%	
安藤 英基	2,072 百株	5.22%	
アイビー化粧品取引先持株会	1,769 百株	4.46%	
白銀 浩二	1,350 百株	3.40%	
白銀 恵美子	1,301 百株	3.28%	
安藤 英雄	1,240 百株	3.12%	
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,103 百株	2.78%	
アイビー共栄会	494 百株	1.24%	
三井住友信託銀行株式会社	320 百株	0.80%	

- (注) 1. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）の所有する株式のうち、618 百株は当社が導入した従業員向け株式交付信託が所有する株式、485 百株は当社が導入した役員向け株式交付信託が所有する株式であります。
2. 上記のほか、自己株式 11,409 百株あります。
3. 持株比率については、自己株式を除いた発行済株式の総数に対する所有割合です。

### (2) A種優先株式

募集前（平成 30 年 12 月 6 日現在）	募集後	
該当なし	株式会社白銀社	5,000 百株 100.00%

## 9. 今後の見通し

本件第三者割当による当社の平成 31 年 3 月期の業績に与える影響は軽微であります。 「健全な財務基盤の維持」を図ることで、取引先および取引金融機関の懸念を払拭し、継続的な取引を可能とすることにより、中長期的には当社の収益基盤の安定化が図れ、企業価値の向上に寄与するものと考えております。また、販売会社が在庫調整を行っている間は、当社の収益は厳しい状況が続きますが、本件第三者割当による A 種優先株式を発行することにより、それに耐えうる財務基盤となるため、販売会社の状況を健全化することが可能となり、将来的に株主の利益につながると考えております。今期においても経費節減（役員報酬の削減、新規採用の中止、販売促進費の見直し等）に努めておりますが、来期においては更なる経費節減（更なる役員報酬等の削減）に努め、収支の

(注) この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第一回 A 種優先株式発行に関して一般に公表されることのみを目的とする開示文章であり、投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文章に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な要因又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

黒字化を図るとともに、仕入を抑制することにより在庫水準の適正化に努め、資金繰りの改善を行ってまいります。

#### 10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、①普通株式への転換権のない社債型優先株式であるため、希薄化が生じないこと。②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

#### 11. 利益相反を回避するための措置に関する事項

A種優先株式の発行決議に当たっては、割当予定先である株式会社白銀社の代表取締役でもある白銀浩二は特別の利害関係者に該当するため、本日の取締役会決議に加わっておりません。また、事前の検討段階においても、A種優先株式の条件面の検討は、白銀浩二は協議に加わっておりません。

#### 12. 最近3年間の業績およびエクイティ・ファイナンスの状況

##### (1) 最近3年間の業績（非連結）

決算期	平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期	平成 30 年 3 月期
売上高（百万円）	5,160	6,661	5,624
営業利益（百万円）	676	1,111	153
経常利益（百万円）	683	1,129	158
当期純利益（百万円）	640	611	57
1株あたり当期純利益（円）	88.50	154.89	15.05
1株あたり配当金（円）	100	200	150
1株あたり純資産（円）	727.00	652.22	463.69
自己資本比率（％）	51.0	36.1	24.8

(注) 1. 当社は、第 43 期では連結財務諸表を作成しておりましたが、平成 30 年 3 月に連結子会社であった株式会社アイプラティナの清算決議を行い、当該子会社は清算手続きを終了しましたので、主要な経営指標等の推移については、連結ベースではなく、個別ベースにより記載しております。

2. 当社は、平成 28 年 10 月 1 日付で株式 10 株につき 1 株の割合をもって株式併合を行い、平成 29 年 4 月 1 日付で株式 1 株につき 2 株の割合をもって株式分割を行っております。平成 28 年 3 月期の期首に当該株式併合及び株式分割が行われ

(注) この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第一回A種優先株式発行に関して一般に公表されることのみを目的とする開示文章であり、投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文章に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な要因又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

たものと仮定して、1株当たり当期純利益、1株当たり配当金、及び1株当たり純資産額を算定しております。

(2) 現時点における発行済株式数および潜在株式数の状況（平成30年12月7日現在）

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	5,104,000株	100.0%

(注) 平成30年12月7日時点において、潜在株式はありません。

(3) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
始 値	1,110円	2,185円	8,880円
高 値	2,425円	5,300円	11,570円
安 値	1,005円	1,810円	3,460円
終 値	2,195円	9,000円	3,480円

(注) 当社は、平成28年10月1日付で株式10株につき1株の割合をもって株式併合を行い、平成29年4月1日付で株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っておりますので、株価については株式併合及び株式分割を調整して表示しております。

②最近6ヶ月の状況

	6月	7月	8月	9月	10月	11月
始 値	2,896円	2,149円	2,544円	2,369円	2,124円	1,561円
高 値	3,085円	3,300円	2,544円	2,370円	2,124円	1,589円
安 値	2,070円	2,106円	1,915円	1,909円	1,490円	1,437円
終 値	2,104円	2,501円	2,349円	1,984円	1,589円	1,489円

③発行決議日前営業日における株価

	平成30年12月6日
始 値	1,487円
高 値	1,487円
安 値	1,437円
終 値	1,440円

(注) この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第一回A種優先株式発行に関して一般に公表されることのみを目的とする開示文章であり、投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文章に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な要因又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

13. 発行要項

別紙1「第一回A種優先株式発行要項」をご参照下さい。

以 上

(注) この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第一回A種優先株式発行に関して一般に公表されることのみを目的とする開示文章であり、投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文章に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な要因又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

## 「第一回A種優先株式発行要項」

### 1. 株式の名称

株式会社アイビー化粧品第一回A種優先株式（以下「A種優先株式」という。）

### 2. 発行株式の種類及び数

A種優先株式 500,000 株

### 3. 発行株式の払込金額

1 株につき、2,000 円

### 4. 増加する資本金及び資本剰余金

会社計算規則第14条第1項の規定により算出される資本金等増加限度額の2分の1（1円未満切り上げ）を資本金に計上し、その余を資本準備金とする。

### 5. 払込期日

平成30年12月25日（火）

### 6. 発行方法

第三者割当の方法により、次のとおり割り当てる。

株式会社白銀社 500,000 株

### 7. 剰余金の配当

#### (1) 優先配当金、累積条項、非参加条項

1. 当社は、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に対して剰余金の配当を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式の株主（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、当該普通株式配当に先立ち、A種優先株式1株につき、次項に定める額の剰余金の配当（以下「A種優先配当」という。）を行う。

2. A種優先配当金の額は、1株につき60円とし、金銭で支払うものとする。なお、

(注) この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第一回A種優先株式発行に関して一般に公表されることのみを目的とする開示文章であり、投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文章に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な要因又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

A種優先株式が発行された事業年度におけるA種優先配当の額は、1株につき60円を、A種優先株式発行日の翌日から当該事業年度の末日までの日数に応じて、1年を365日とする日割り計算により算出した額（少数部分については、切捨ての額）とする。

3. 当社は、毎事業年度の末日、毎年9月30日その他の取締役会が定める日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主または普通登録株式質権者に対して剰余金の配当を行わないときは、当該株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、A種優先株式1株につき、前項で定めた額を上限として、取締役会の決議で定める額の剰余金の配当（以下「A種無配時優先配当」という。）を行うことができる。
4. A種優先配当またはA種無配時優先配当の全部または一部が行われなかったときは、当社は、その不足額を累積し、翌期以降第1項から第3項に規定するときにおいて、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、A種優先配当またはA種無配時優先配当に先立ち、累積した不足額の剰余金の配当（以下「A種累積未払配当」という。）を行う。
5. 当社は、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、A種優先配当、A種無配時優先配当およびA種累積未払配当以外の剰余金の配当を行わない。

## (2) 残余財産の分配

1. 当社の残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、普通株主または普通登録質権者に先立って、「A種累積未払配当」不足額を支払う。
2. 当社は、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、「A種累積未払配当」支払いのほか、A種優先株式1株につき、普通株式と同順位で、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産を分配する。ただし、分配可能な残余財産が、A種優先株式払込金に相当する金額を超える場合には、普通株主に先立ち、A種優先株式払込金に相当する金額を支払い、それ以上の残余財産の分配を行わない。

## (3) 議決権

A種類株式を有する株主は、株主総会において決議すべきすべての議案について議決権を有しないものとする。

(注) この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第一回A種優先株式発行に関して一般に公表されることのみを目的とする開示文章であり、投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文章に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な要因又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

#### (4) 種類株主総会

1. 当会社が、会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除くほか、A 種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
2. 定款第 20 条の規定は、定時株主総会において決議する事項が、当該決議のほか、種類株主総会の決議を必要とする場合における当該種類株主総会に準用する。
3. 定款第 21 条、第 22 条および第 24 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。
4. 定款第 23 条の規定は、会社法第 324 条の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

#### (5) 金銭を対価とする取得請求権

1. 当社は、A 種優先株主または A 種優先登録株式質権者の意思に関わらず、当社の取締役会が別に定める日において、法令上可能な範囲で、次項に定める取得価額の金銭の交付と引換えに A 種優先株式の全部又は一部を取得することができる（当該取得を行う日を、以下「金銭対価取得条項取得日」という。）。なお、A 種優先株式の一部を取得するときは、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法により、取得すべき A 種優先株式を決定する。
2. A 種優先株式 1 株あたりの取得価額は、以下の算式による取得価額とする。

[算式] A 種優先株式 1 株あたりの取得価額

= [A 種優先株式 1 株あたりの払込金額]

+ [A 種優先株式発行の翌日から金銭対価取得条項取得日まで の日数に応じて、1 年につき 60 円の割合による金額（1 年未満の期間部分については 1 年を 365 日とする日割り計算によるものとする。）]

- [当社が A 種優先株式につき支払った A 種優先配当、A 種無配時優先配当および A 種累積未払配当の合計額]

#### (6) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

1. 当社は、普通株式の分割または併合を行う場合および法令に定める場合を除き、A 種優先株式につき株式の分割または併合を行わない。普通株式の分割または併合を行う場合を行う場合には、A 種優先株式も同様の比率で分割または併合を行い、定款第 12 条および第 13 条に定める事項も、合理的な割合で調整されるものとする。
2. A 種優先株式に対しては、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(注) この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第一回 A 種優先株式発行に関して一般に公表されることのみを目的とする開示文章であり、投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文章に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な要因又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

(7) 譲渡制限

A種優先株式を譲渡により取得することについては、当会社の取締役会の承認を要する。

(8) その他の事項

当会社は、当社定款第6条、第8条、第12条から第17条に定めるほか、A種優先株式に関する事項について、これをA種優先株式の発行に先立って、取締役会の決議で定める。

以 上

(注) この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第一回A種優先株式発行に関して一般に公表されることのみを目的とする開示文章であり、投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文章に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な要因又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。